



謝金規程

第1条〔目的〕

この規程は、一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（以下、WJBL）より、Wリーグ公式戦および練習試合等に審判を派遣する場合、また研修会等の講師等を依頼した場合に支給する謝金に関して必要事項を定めることを目的とする。

第2条〔支給対象者〕

謝金の支給対象者は、別表1の者とする。

第3条〔謝金〕

謝金の額は、別表1に定める額を基準とする。

第4条〔変更〕

この規程は、WJBL理事会の決議により変更することができる。

第5条〔補足〕

- ① 基準に定めていない役務や単価による支給が必要となる特別な事情がある場合は、WJBL専務理事の執行責任において、特別単価として支給することができる。
- ② 謝金に係る源泉徴収については、法令・通達等（「所得税取扱通達、基本通達」）および所轄税務署の指示に従うこととする。

第6条〔附則〕

この規程は、2016年6月1日から施行する。

この規程は、2016年10月1日から改定する。

この規程は、2022年10月6日から改定する。